

函館市児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月27日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第27号

函館市児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

函館市児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定等に関する規則（平成31年函館市規則第22号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「（指定障害児通所支援事業者の指定を受けた旨の標示）」に改め、同条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

第3条の見出しを「（指定障害児通所支援事業者の指定の更新を受けた旨の標示）」に改め、同条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

第4条を削る。

第5条の見出しを「（指定障害児通所支援事業の廃止等の届出）」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「別記第5号様式」を「別記第1号様式」に改め、同項を同条とし、同条を第4条とする。

第6条中「別記第6号様式」を「別記第2号様式」に改め、同条を第5条とする。

第7条中「別記第7号様式」を「別記第3号様式」に改め、同条を第6条とし、第8条を第7条とする。

別記第1号様式から別記第4号様式までを削る。

別記第5号様式中「第5条関係」を「第4条関係」に改め、同様式を別記第1号様式とする。

別記第6号様式中「第6条関係」を「第5条関係」に改め、同様式を別記第2号様式とする。

別記第7号様式中「第7条関係」を「第6条関係」に改め、同様式を別記第3号様式とする。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。